



ひと、暮らし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

新型コロナウイルス関連Q & A

休業関連のトラブルが増加しています。正しい取り扱いについて再確認してください

Q 1 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

A 1 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。なお、被用者保険に加入されている方であれば、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

Q 2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

A 2 「帰国者・接触者相談センター」でのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

Q 3 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

A 3 新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

Q 4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、年次有給休暇など）は、外国人を雇用している場合でも適用されますか。

A 4 法の適用があるか否かに、外国人であるかは関係ありません。外国人の方であっても、労働基準法の労働者に当たる場合は、一定の要件を満たす場合には、労働基準法における休業手当の支払いを行っていただくとともに、労働者が年次有給休暇を請求した場合には、原則として、労働者が請求する時季に与えなければならないものです。

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年12月31日までの期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）
 - ・大企業 2/3（解雇等を行っていない場合は3/4）
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者（※1）も対象（※2）
（※1）週の所定労働時間が20時間未満の労働者
（※2）「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要がありますのでご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



労働災害発生状況（令和2年12月末現在）

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
休業4日以上	134	119	2165	2182
死亡	2	1	13	17